

教育・保育給付認定等の変更手続きについて

住所や就労状況等に変更がある(あった)場合は、忘れずに必要書類を提出して下さい。

(支給認定証の交付を受けていない場合は、支給認定証の提出は必要ありません。)

変更内容		必要書類	
住所	印西市内で転居する	『教育・保育給付認定申請事項変更届出書』 + 『支給認定証』	
	印西市外へ転出する ※1	『退園届』 + 『支給認定証』	
氏名変更	子ども又は保護者	『教育・保育給付認定申請事項変更届出書』 + 『支給認定証』	
	その他の親族等	『教育・保育給付認定申請事項変更届出書』	
家族構成の変更	保護者の離婚成立 (離婚調停による別居含む)	『教育・保育給付認定変更申請書』 + 『戸籍謄本(写し可)』 + 『支給認定証』	
	保護者の婚姻	『教育・保育給付認定変更申請書』 + 結婚した相手の就労証明書等 + 『支給認定証』	
	上記以外の変更(子どもの出産等)	『教育・保育給付認定申請事項変更届出書』	
事由の変更	就労	就職する・自営業を開業する ※2	『教育・保育給付認定変更申請書』 + 新しい勤務先の『就労証明書』 + 『支給認定証』 + (自営業の場合) 自営業が確認できる書類
		転職する・異動する・勤務日数又は時間を変更する ※2	[標準時間・短時間の変更がある場合] 『教育・保育給付認定変更申請書』 + 転職・異動・勤務日数・時間変更後の『就労証明書』 + 『支給認定証』
			[標準時間・短時間の変更がない場合] 『教育・保育給付認定申請事項変更届出書』 + 転職・異動・勤務日数・時間変更後の『就労証明書』
	産休を取得する ※3	『教育・保育給付認定変更申請書』 + 『母子手帳のコピー』(表紙と分娩予定日がわかるページ) + 『支給認定証』	
	育休を取得する ※4 ※6	『教育・保育給付認定変更申請書』 + 『就労証明書』 又は 育休の取得が確認できる書類(勤務先が発行するもの) + 『支給認定証』	
	育休明けで復職する ※2 ※6	『支給認定変更申請書』 + 『就労証明書』 又は 育休からの復帰日が確認できる書類(勤務先が発行するもの) + 『支給認定証』	
	(保護者が) 就学する ※2	『教育・保育給付認定変更申請書』 + 『支給認定証』 + 『在学証明書』 + 『時間割』	
	介護・看護をする ※2	『教育・保育給付認定変更申請書』 + 『支給認定証』 + 介護・看護を受ける方の『診断書②』等 + 介護する時間を記載した申立書	
	病気になった ※5	『教育・保育給付認定変更申請書』 + 『支給認定証』 + 『診断書①』	
	求職活動をする ※4 ※7	『支給認定変更申請書』 + 『求職活動申告書』 + 『支給認定証』	
その他	転園したい	『保育所等転園申込書』	
	退園する	『退園届』 + 『支給認定証』	
	家族が障害者手帳等を交付された	『教育・保育給付認定変更申請書』 + 手帳等のコピー	
	支給認定証を紛失した	『支給認定証再交付申請書』	
	子どもが満3歳になった	『支給認定証』を返却(新しい支給認定証は自動的に送付されます。)	

支給認定証の有効期間は、支給認定変更申請書の提出日又は事実発生日のいずれか遅い方の日からとなります。ただし、有効期間が切れていた場合は、その時点までさかのぼります。

また、標準時間・短時間に変更となった場合、保育料の金額は変更された日の翌月（ただし、変更された日が1日の場合は当月）分から変更となります。（時間外保育については変更日当日から変更となります。）

〔注意事項〕

- ※1 市外に転出後、在園していた保育園を継続して利用するには、所定の手続きが必要です。継続利用を希望する場合には、保育課までお問い合わせください。（継続利用希望に添えないこともあります。）
- ※2 基本的に月 120 時間以上で保育標準時間、月 60 時間以上 120 時間未満で保育短時間となりますが、月 120 時間以上でも希望すれば保育短時間を選択できます。また、月 60 時間以上 120 時間未満でも、保育短時間だと送迎が常態的に間に合わないと思われれば、保育標準時間とすることができます。（申立書を提出していただきます。）
- ※3 保育の利用希望に応じて、保育標準時間と保育短時間のどちらでも選択できます。妊娠・出産への認定変更と同時に保育短時間へ認定変更を希望する場合、認定変更日は原則として母子手帳に記載のある出産予定日の2カ月前からとなります。産休取得日から短時間保育を希望する場合は、産休取得日が分かる書類（産休取得日の記載のある就労証明書等）を併せて提出することが必要です。
- ※4 保育短時間のみとなります。
- ※5 保育標準時間のみとなります。
- ※6 『就労証明書』又は産休・育休について確認できる書類（勤務先が発行するもの）が変更日までに提出できない場合は、市保育課までお問い合わせください。
- ※7 求職活動中で、保育園を利用できる期間は、支給認定後90日を経過する日が属する月末までとなります。期間中に就労証明書を提出した場合には、利用可能期間を延長します。（月 60 時間以上の就労で保育園の利用対象となります。）
保育園の利用が保留となっている方についても、同様となります。支給認定証に記載のある有効期限前までに必要書類を提出してください。

支給認定証に記載している有効期限後も保育園を利用（または、利用申込みを継続）する場合には、期限前に手続きが必要ですので、忘れずに必要書類を提出して下さい。

〔お問合せ先〕

印西市健康子ども部保育課 保育係

TEL 0476-33-4651（直通）

FAX 0476-42-0381

E-mail hoikuka@city.inzai.chiba.jp